

平成 29 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 29 年 3 月 2 日 提 出

目 次

同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
報告第1号	工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きよ布設工事（28-1工区））	2
報告第2号	工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きよ布設工事（28-2工区））	4
報告第3号	工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きよ布設工事（28-3工区））	6
議案第1号	東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について	8
議案第2号	東浦町特別職報酬等審議会条例の一部改正について	11
議案第3号	東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	12
議案第4号	東浦町税条例の一部改正について	18
議案第5号	東浦町道路占用料条例の一部改正について	22
議案第6号	平成28年度東浦町一般会計補正予算（第4号）	別添
議案第7号	平成28年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第8号	平成29年度東浦町一般会計予算	別添
議案第9号	平成29年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添
議案第10号	平成29年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第11号	平成29年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第12号	平成29年度東浦町下水道事業特別会計予算	別添
議案第13号	平成29年度東浦町水道事業会計予算	別添

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を平成29年5月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

杉山信義

提案理由

固定資産評価審査委員会委員伊部正城が、平成29年4月30日任期満了となることに伴い、その後任の委員を選任するため提案するものである。

報告第1号

工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きよ布設工事（28-1
工区））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 1 月 5 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きょ布設工事（28-1 工区））

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 公共下水道事業管きょ布設工事（28-1 工区）
- 2 路線等の名称 汚水 678 号枝線始め（石浜処理分区）
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字石浜字中央地内始め
- 4 契 約 金 額 変更前 62,640,000 円
変更後 62,503,920 円
(136,080 円の減額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長坂 勝之

6 変 更 理 由

取付管工及びます工について、施工箇所数等の変更が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第2号

工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きょ布設工事（28-2
工区））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指
定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によ
り報告する。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 1 月 5 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きょ布設工事（28-2 工区））

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 公共下水道事業管きょ布設工事（28-2 工区）
- 2 路線等の名称 汚水 657-2 号枝線始め（石浜処理分区）
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字石浜字中央地内
- 4 契 約 金 額 変更前 61,992,000 円
変更後 62,161,560 円
(169,560 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字石浜字三ツ池 15 番地の 2
有限会社平林組
代表取締役 平林 和幸
- 6 変 更 理 由
管きょ工、取付管工、ます工等について、施工箇所数等の変更が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第3号

工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きょ布設工事（28-3
工区））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 1 月 10 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（公共下水道事業管きよ布設工事（28－3 工区））

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 公共下水道事業管きよ布設工事（28－3 工区）
- 2 路線等の名称 汚水 653 号枝線始め（石浜処理分区）
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字石浜字中央地内
- 4 契 約 金 額 変更前 60,480,000 円
変更後 60,880,680 円
(400,680 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字緒川字旭 14 番地の 6
高木建設株式会社
代表取締役 高木 和人

6 変 更 理 由

取付管工及びます工について、施工箇所数等の変更が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

議案第1号

東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について

東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例

目次

第1章 東浦町いじめ問題対策委員会（第1条—第8条）

第2章 東浦町いじめ問題調査委員会（第9条—第12条）

附則

第1章 東浦町いじめ問題対策委員会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に東浦町いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するほか、法第28条第1項に規定する調査を行う。

（組織）

第3条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 対策委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この章に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

第2章 東浦町いじめ問題調査委員会

(設置)

第9条 法第30条第2項の規定に基づき、東浦町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(組織)

第10条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、必要の都度、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、法第30条第2項の規定に基づく調査が終了した日までとする。

(準用)

第12条 第5条から第8条までの規定は、調査委員会について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年東浦町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会委員の項から指定管理者選 定委員会委員の項まで 略			教育委員会委員の項から指定管理者選 定委員会委員の項まで 略		
子ども・若者会議 委員	日額	10,000円	子ども・若者会議 委員	日額	10,000円

いじめ問題対策委員会委員	日額	10,000円			
いじめ問題調査委員会委員	日額	10,000円	その他の非常勤の職員の項 略		
その他の非常勤の職員の項 略			備考 略		

提案理由

東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会を設置するため提案するものである。

議案第2号

東浦町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

東浦町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

東浦町特別職報酬等審議会条例（昭和47年東浦町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、企画政策部 <u>秘書</u> <u>人事課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、企画政策部 <u>秘書</u> <u>広報課</u> において処理する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

組織改編に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第3号

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>次条第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到</p>

職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間

達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間

の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア及びイ 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次

の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア及びイ 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第 11 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 第 2 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当すること。

(7) 略

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第 11 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第 14 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第 14 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(部分休業の承認)

第 22 条 略

2 勤務時間条例第 14 条の規定により規則で定める特別休暇(生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は同条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつ

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(部分休業の承認)

第 22 条 略

2 勤務時間条例第 14 条の規定により規則で定める特別休暇(生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の養育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇を承認されている場合)にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

ては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、 <u>2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内</u> で) 行うものとする。	
---	--

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

非常勤職員の育児休業に係る要件を緩和する等のため提案するものである。

議案第4号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(町民税の申告)</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除</p>	<p>(町民税の申告)</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除</p>

を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) **及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)**については、この限りではない。

2から8まで 略

附 則

第7条の3の2 平成22年度から**平成43年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から**平成33年**までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる**同条の規定中**同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) **については、**この限りではない。

2から8まで 略

附 則

第7条の3の2 平成22年度から**平成41年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から**平成31年**までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる**規定中**同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

に掲げる字句とする。

第2号ア	略
	略
	略
	略
	略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	略
	略
	略
	略
	略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	略
	略
	略
	略

る字句とする。

第75条第2号ア	略
	略
	略
	略
	略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	略
	略
	略
	略
	略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	略
	略
	略
	略

	略																				
<p>4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 2 号ア</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </table>	第 2 号ア	略		略		略		略		略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 75 条第 2 号ア</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </table>	第 75 条第 2 号ア	略		略		略		略		略
第 2 号ア	略																				
	略																				
	略																				
	略																				
	略																				
第 75 条第 2 号ア	略																				
	略																				
	略																				
	略																				
	略																				

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第5号

東浦町道路占用料条例の一部改正について

東浦町道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町道路占用料条例の一部を改正する条例

東浦町道路占用料条例（昭和62年東浦町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(占用料の額)	(占用料の額)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 町長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。	3 町長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。
(1) から (6) まで 略	(1) から (6) まで 略
(7) ガス事業法(昭和29年法律第51号) 第2条第12項 に規定するガス事業者 が設けるガス管	(7) ガス事業法(昭和29年法律第51号) 第2条第11項 に規定するガス事業者 が設けるガス管
(8) から (12) まで 略	(8) から (12) まで 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

ガス事業法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

